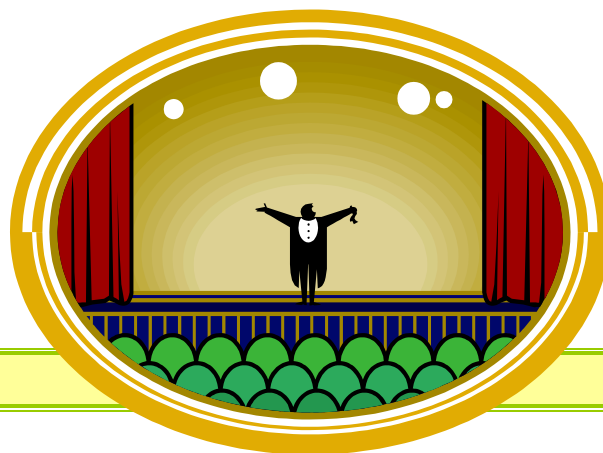


興行場のてびき



東京都西多摩保健所
生活環境安全課 環境衛生担当

〒198-0042 東京都青梅市東青梅一丁目167番地の15

電話 0428(22)6141(代表)

ファックス 0428(23)3987

興行場の定義

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

施設を設けて反復、継続して公衆に見せ聞かせる場合がこれにあたります。

興行場には、映画館、観劇場、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス等、様々な形態があります。

興行場には以下のものがあります

- 常 設 の 興 行 場 ・ ・ ・ 「臨時又は仮設構造の興行場」以外の興行施設
- 臨 時 の 興 行 場 ・ ・ ・ 興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場 ・ ・ ・ 天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興行を行う施設

興行場は、常設と臨時または仮設構造の別なく、条例の構造設備基準に全て適合している必要があります。ただし、専ら野外で行う興行場や臨時又は仮設構造の興行場は、保健所長が条例第 15 条に基づき公衆衛生上支障がないと認めるときは、一部の基準を適用しないことが出来ます。詳しくは、保健所の担当者にお問合せ下さい。



許可申請編



～目次～

興行場許可までの手続き 許一 1

許可申請時に必要な書類 許一 2

構造設備基準……………許一3

・観覧場の床面積は？……………許一5

・換気設備の設置は？……………許一6

・便所の考え方は？……………許一9

・便所の便器数の考え方は？……………許一11

関係機関一覧……………許一12

興行場許可までの手続き



提示してください

施設完成時、検査済証により、
建築基準法に適合した建築物
であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備
について、図面等を持参のうえ、事前
にご相談ください。
なお、関係機関（許
—12頁参照）にも
ご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きに
は、許—2頁の書類
が必要です。

関係機関への 相談手続き

申請書を受理した
後、関係法令（建築
基準法、消防法）等
の手続きについて
記載した文書を交
付します。

施設の検査

施設が完成したら、
保健所の職員が、設
備基準に適合して
いるかどうか等につ
いて検査をしま
す。

許 可

書類審査及び施設
検査により基準に
適合していると、保
健所長により許可
されます。許可され
るまで営業するこ
とはできません。

保健所の通知・照会先

通 知

申請書を受理した後、消防機関
に通知します。

通 知 書

消防機関からの通知書を受
理します。これにより、消防
関係法令等に適合すること
を確認します。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 興行場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の道路、河川、住宅等が記載されたもの）
- 建物配置図、各階平面図、観覧いすの配置図、喫煙所の設置場所を示す図面
- 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 登記事項証明書（法人の場合）
※ 6 か月以内に発行されたもの（原本確認）
- 申請手数料
 常設 20,700 円
 臨時・仮設 13,500 円

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
※ 施設完成後、検査時に確認



■許可書の郵送を希望する場合■

送付先を記入したレターパックプラス（赤色・520 円／対面受取りとなります）をご用意ください。

構造設備の概要

全館禁煙を行う施設については、入場者の見やすい個所にその表示をおこない、入場者への周知を図らなければなりません。その場合、喫煙所は不要です。

(例)

1 設置場所

→p 許-4

2 観覧場

→p 許-5

3 換気設備

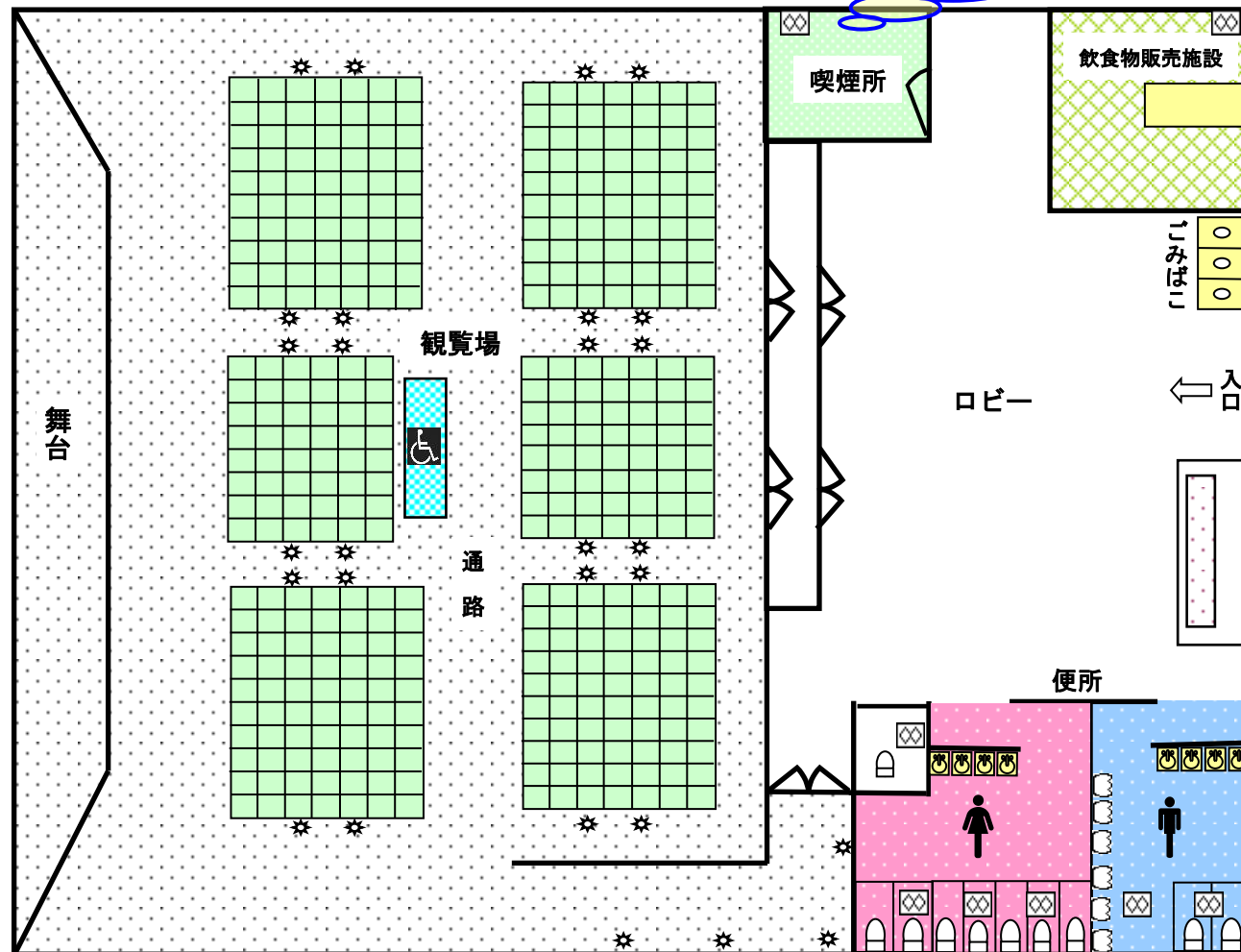
→p 許-6, 7, 8

4 照明設備

→p 許-4

5 防湿構造

→p 許-4



6 便所

→p 許-9~11

7 喫煙所

→p 許-4

8 飲食物の販売施設

→p 許-4

9 その他

→p 許-4

* : 足元灯

1 設置場所

- 排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に、設置してはならない。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りではない。【条5】

2 観覧場 ⇒P 許-5 ヘ

3 換気設備 ⇒P 許-6 ヘ

4 照明設備

- 観覧場には 200 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。【条7-1】
〔映画、演劇等の施設は 20 ルクス以上の照度を確保。〔通知〕〕
- 観覧場以外の入場者の使用する場所は、20 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条7-2】
- 観覧場、廊下、階段及び出入口には前2号の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。【条7-3】
- 映写又は演技中の観覧場は、常に 0.2 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条7-4】
〔映写又は演技中の観覧場の照度 0.2 ルクス以上は、床面における照度とし、他は床面から 0.8mの高さにおける照度とする。〔通知〕〕

5 防湿構造

- 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から 45 cm未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆う等防湿上有効な措置を講じること。【条8-1】
- 興行場内外の雨水、わき水及び雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。【条8-2】

6 便所 ⇒P 許-9 ヘ

7 喫煙所

- 興行場の喫煙所は、次に定めるところにより設けなければならない。ただし、興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあっては、喫煙所を設けることを要しない。【条10】
 - 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。
 - 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造であること。
〔喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画する他、喫煙対策のための機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式（空気清浄装置））等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置をいう。〔通知〕〕
 - 専用の換気設備を設けること。
〔専用の換気設備とは、観覧場等とは別系統の換気設備をいう。〔通知〕〕

8 飲食物の販売施設

- 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置してはならない。ただし、衛生上必要な措置が講じてある場合は、この限りではない。【条11】
〔衛生上必要な措置には、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合がある。〔通知〕〕

9 その他

- くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規9-5】

観覧場の床面積は？

機械換気設備の能力や便所の数は、観覧場の床面積に基づいて算定されます。

観覧場とは・・・？

興行場の構成要因の一つで映画、演劇等を入場者に見せ、又は聞かせるために設けた場所を観覧場といいます。

【注意】

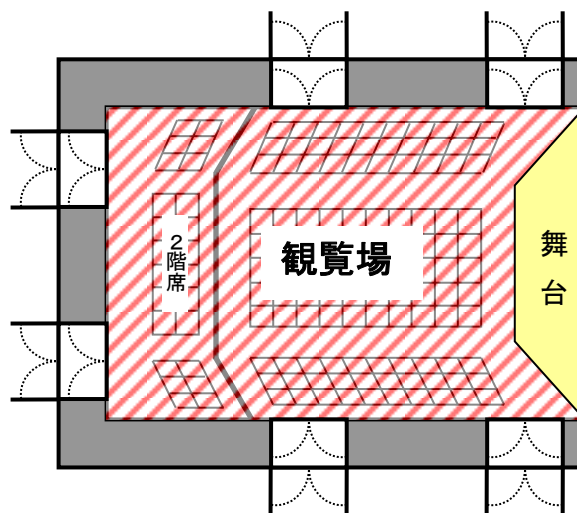
- ・ 客席、客席内通路は観覧場です。
- ・ ロビー、食堂、売店、便所等は観覧場ではありません。舞台やスクリーンなどの興行を行う場所については観覧場ではありません。

床面積とは・・・？

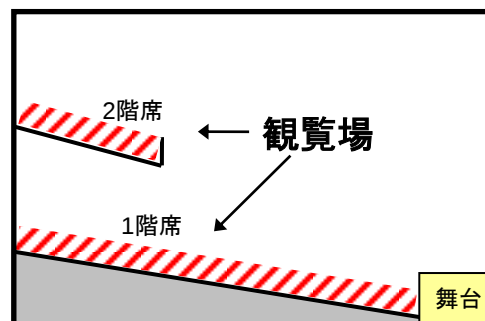
観覧場のすべての床面積を指します。

【注意】

- ・ 興行場の内部に観覧席が複数階ある場合は、すべての階の面積の合計が床面積になります（断面図参照）。



平面図



断面図

※斜線部分：観覧場床面積

興行場ひとくちメモ

前室について

興行場入口の前室部分は観覧場の床面積に算定されません。（平面図参照）



興行場ひとくちメモ

複合映画館の場合

最近多く作られている、シネマコンプレックス（複合映画館）は、「1スクリーン、1興行場」と取り扱うので、1スクリーンごとに観覧場の床面積を算定します。

換気設備の設置は？(その1 換気設備の種類について)

観覧場には、観覧場の床面積及び設置場所により、以下の換気方式による換気設備を設置することが規定されています。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例 第6条

興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、規則で定めるところによる機械換気設備を設けなければならない。

機械換気設備 の種類 観覧場の 設置条件	第一種換気設備 〔給気用送風機 及び 排気用送風機を有するもの〕	第二種換気設備 〔給気用送風機 及び 適当な 自然排気口を有するもの〕	第三種換気設備 〔排気用送風機 及び 適当な 自然給気口を有するもの〕
観覧場が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧場が1階以上にある興行場			
観覧場の床面積の合計(a)			
$400\text{m}^2 < a$	○	不可	不可
$150\text{m}^2 < a \leq 400\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	不可
$a \leq 150\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	○ (止むを得ない場合)

換気設備の設置は？(その2 機械換気設備の能力について)

観覧場に設置する機械換気設備には、必要とされる換気能力及び外気取入口について、以下の規定があります。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則 第6条

条例第6条第1項に規定する機械換気設備は、次の各号の定めるところによる。

- 1 観覧場の床面積1平方メートルごとに毎時75立方メートル以上($75 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$)の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。ただし、温湿度調整装置を有するときは、この能力を毎時25立方メートル以上とすることができる。
- 2 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。

→建築物衛生法対象の特定建築物の場合は、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ 以上の新鮮な外気の供給をすることができる能力を有することと指導しています。

興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の制定等について 別紙1

条例第6条第1項ただし書き以降の規程により、機械換気設備の外気導入量を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できるものとする。

ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上の能力を確保しなければならない。

外気導入量 $G=Q \div N$ …①式

G : 外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$)
 Q : 1人当たりの必要外気導入量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$)
 N : 1人当たりの占有面積 ($\text{m}^2/\text{人}$)

$Q=100M \div (K-K_0)$ …②式

M : 人の呼吸による CO_2 発生量 ($\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$) ※ 数値は下表参照
 K : CO_2 の基準値 (0.15) の濃度 (%)
 K_0 : 外気の CO_2 (0.04) の濃度 (%)

具体的な計算方法は、
次頁をご参照ください。

作業程度による CO_2 発生量 (空気調和・衛生工学便覧より)		
作業程度	$M(\text{m}^3/\text{h} \cdot \text{人})$	備 考
安 静 時	0.013	静かに座っている場合等 通常の映画館等
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等
軽 作 業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等

機械換気設備に必要とされる換気能力の計算例

温湿度調整
装置なし

必要とされる換気能力は、観覧場の床面積 1 m^2 ごとに、毎時 $75 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上です。
換気能力を軽減させることはできません。

温湿度調整
装置あり

前頁に記載した「興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の制定等について別紙1」の
関係式に基づき、換気能力を軽減させることができますが、 $25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ を下回ることはできません。

【1人当たりの占有面積（N）が 0.3 m^2 の映画館の場合】

まず、前頁②式より、1人当たりの必要外気導入量Qを求めます。

- ・通常の映画館の場合は安静時に当たるので $M=0.013$ とします。
- ・二酸化炭素濃度の基準値（K）を $0.15(\%)$ 、外気の CO_2 濃度（ K_0 ）を $0.04(\%)$ とします。

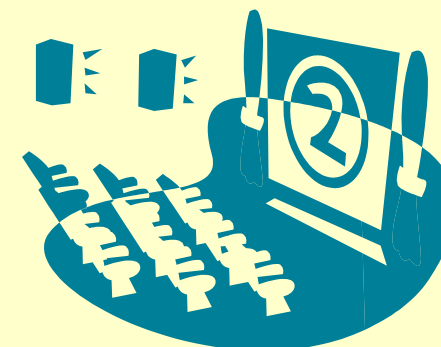
$$Q = 100M \div (K - K_0) = 100 \times 0.013 \div (0.15 - 0.04) = 12 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$$

次に、前頁①式より、必要外気導入量Gを求めます。

- ・1人当たりの必要外気導入量Qは上式で算出した $12 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ となります。
- ・1人当たりの占有面積Nは 0.3 m^2 です。

$$G = Q \div N = 12 \div 0.3 = 40 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2 \text{ 以上の換気能力が必要となります。}$$

通常の映画館における換気能力の計算値 【参考】	
1人当たりの占有面積	必要とされる換気能力
$0.3 \text{ m}^2/\text{人}$	$40 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.4 \text{ m}^2/\text{人}$	$30 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.5 \text{ m}^2/\text{人}$	$25 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$1.0 \text{ m}^2/\text{人}$	
$2.0 \text{ m}^2/\text{人}$	



便所の考え方は？

興行場法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

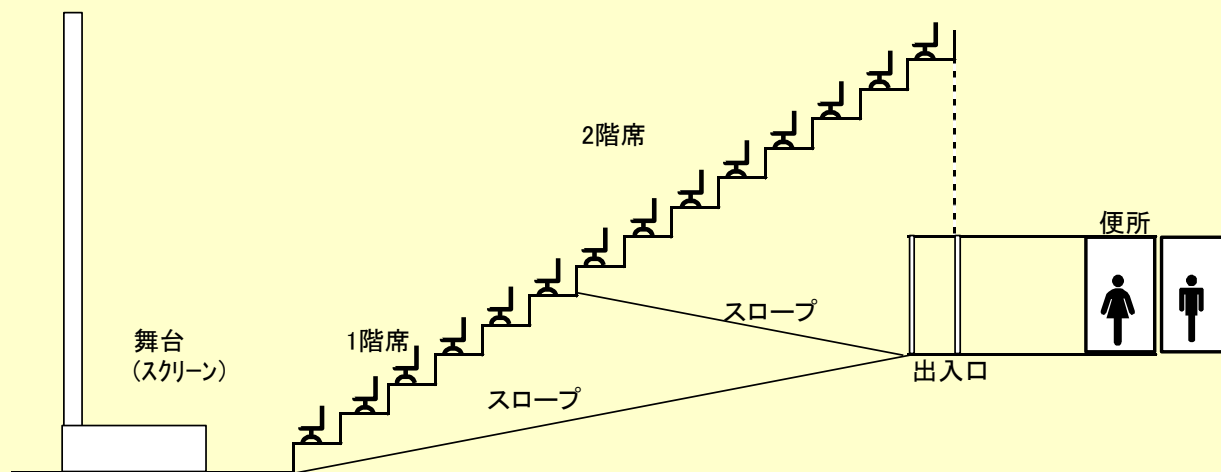
興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例第9条

- 1 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。ただし、規則で定める場合にあっては、各階ごとに設けることを要しない。

【考え方】

ただし書きの規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設ける場合で、かつ法第2条第1項の許可を行う者（保健所長）が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。この支障がないと認める場合は次の場合である。

- (1) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合
- (2) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が1つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要な数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合



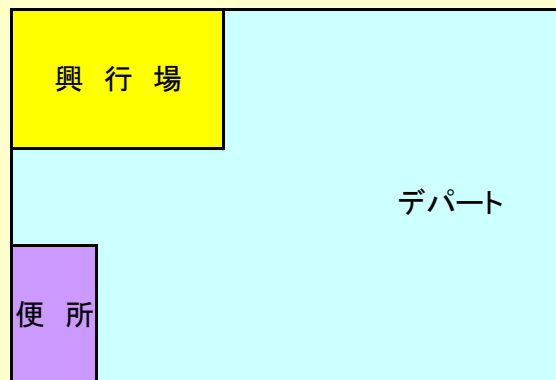
興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例第9条

- 2 くみ取便所ではないこと。
- 3 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。
- 4 専用の換気設備を設けること。ただし、外気に接する開口部を有する便所にあってはこの限りではない。〔外気に接する開口部とは開閉可能な窓を含む〕
- 5 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準に適合していること。

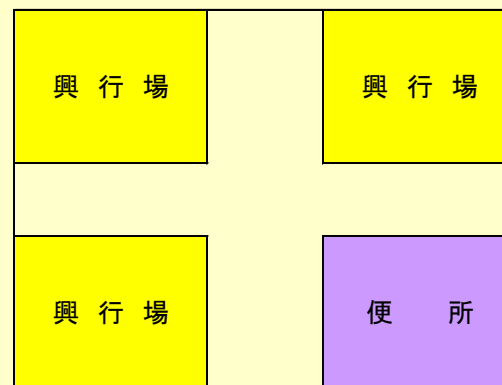
【興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則第7条規則】

条例第9条第5号に規定する便所の構造等の基準は、次に定めるところによる。

- ・便所の設置場所は、場内とすること。ただし、興行場を他の用途の建築物内に設置し、又は複数の興行場を同一階に設置する場合であって、当該興行場に近接する便所を共用できるときはこの限りではない。
- ・水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- ・便器周りの幅員は、別表2（右表）に掲げる基準以上であること。
- ・流水式の手洗い装置を設けること。



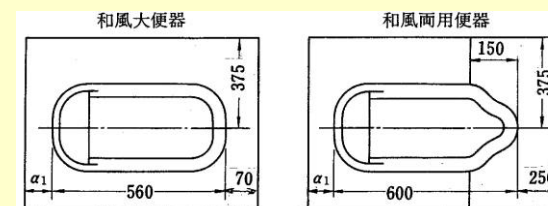
参考例 2



参考例 3

別表 2

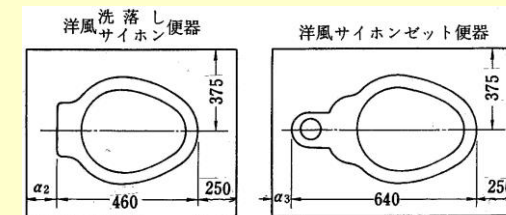
和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準



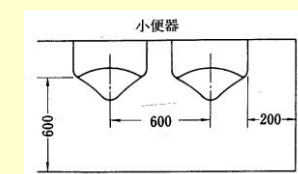
a1 の寸法

種 別	寸法（ミリメートル）
側 壁 洗 浄 弁	150
側 床 洗 浄 弁	
前 壁 洗 浄 弁	
前 床 洗 浄 弁	175
隅 付 き ロ ー タ ン ク	
ハ イ タ ン ク	200
サイホンゼット大便器	

和風大便器回りの寸法（単位 mm）



洋風大便器回りの寸法（単位 mm）



小便器回りの寸法（単位 mm）

便所の便器数の考え方は？

便所の数に関しては、以下の興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則第7条第2，3項に規定されています。

* 第2項より

便器の数は、別表第1に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書（前ページ）に規定する複数の興行場が便所を共用する場合における別表第1の規定適用については、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場床面積の合計」とする。

別表第1 便器の設置基準

観覧場床面積の合計	便器の数
300 m ² 以下の部分	15 m ² ごとに1
300 m ² を超え 600 m ² 以下の部分	20 m ² ごとに1
600 m ² を超え 900 m ² 以下の部分	30 m ² ごとに1
900 m ² を超える部分	60 m ² ごとに1

* 第3項より

便器の数は、男子用と女子用は、ほぼ同数とし、男子用小便器5以内ごとに男子用大便器1を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途により、男子用便器数と女子用便器数との比率を変えることができる。

【観覧場床面積が 250 m²の場合(例)】

便器数は男女ほぼ同数として算出

(小数点以下切り上げ)

$$250 \div 15 = 16.7 \text{ 個} \rightarrow 17 \text{ 個}$$

内訳（女子 大9個、男子 大2個 小6個）

【観覧場床面積が 1000 m²の場合(例)】

$$300 \div 15 = 20 \text{ 個} \textcircled{1}$$

$$(600 - 300) \div 20 = 15 \text{ 個} \textcircled{2}$$

$$(900 - 600) \div 30 = 10 \text{ 個} \textcircled{3}$$

$$(1000 - 900) \div 60 = 1.7 \rightarrow 2 \text{ 個} \textcircled{4}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 47 \text{ 個}$$

内訳(女子 大24個、男子 大4個 小19個)



公演によっては休憩時間が短くなることもあるので、利用者が集中しても待ち時間が長くないように設計しましょう。

関係機関一覧

建物の建築(建築確認等)について

建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法 等

担当機関	所管する市町村	全域を担当
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第一課 指導第一担当・指導第二担当（立川合同庁舎） ☎ 042-548-2044	昭島市、国立市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市	民間の建築確認検査機関
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第二課 指導第一担当・指導第二担当（小平合同庁舎） ☎ 042-464-2154	小金井市、東村山市、清瀬市、東久留米市	
東京都多摩建築指導事務所 建築指導第三課 指導第一担当・指導第二担当（青梅合同庁舎） ☎ 0428-23-3423	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	
各特定行政庁（市） 建築指導担当	八王子市、立川市、国分寺市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、西東京市、小平市	
東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課※ （都庁第二本庁舎3階） ☎ 03-5388-3372（直通） ※一部手続きについては、各支庁が担当することがあります。	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	

用途地域について

都市計画法

各市町村の都市計画担当へご確認ください。

消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法、火災予防条例

所管の消防署（稲城市、島しょ地区は消防本部）

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

建築物衛生法、水道法

特定用途の延床面積 3,000 m²以上の場合：所管の保健所 環境衛生担当

貯水槽・井戸等を設けて給水する場合：所管の保健所 環境衛生担当

飲食物の提供について

食品衛生法

飲食物を提供する場合：所管の保健所 食品衛生担当

井戸、地下水の揚水・利用について

環境確保条例等

	担当機関	所管する市町村
井戸の設置・揚水量報告等	所管する市 環境担当課	多摩地域の市部
	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当（立川合同庁舎） ☎ 042-525-4771（直通）	多摩地域の町村部
地下水の揚水・利用について	東京都環境局 自然環境部 水環境課 地下水管理担当（都庁第二本庁舎 19階） ☎ 03-5388-3496（直通）	多摩地域・島しょ地域

排水・下水・浄化槽などについて

下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法

	担当機関	所管する市町村
排水を公共下水道に放流する場合	所管する市町村 下水道担当	多摩地域の市町村
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	東京都環境局 多摩環境事務所 環境改善課 水質担当（立川合同庁舎） ☎ 042-525-4771（直通）	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 自然環境部 水環境課 河川規制担当（都庁第二本庁舎 19階） ☎ 03-5388-3494（直通）	島しょ地域
浄化槽を設置する場合	東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 浄化槽担当（立川合同庁舎） ☎ 042-528-2692（直通）	八王子市、町田市、島しょ地域を除く市町村
	東京都環境局 資源循環推進部 一般廃棄物対策課 施設審査担当（都庁第二本庁舎 19階） ☎ 03-5388-3583（直通）	島しょ地域

その他

風営法等

風俗営業に関連する場合：所管の警察署

業界団体

東京都興行生活衛生同業組合

所在地：東京都港区新橋6丁目8番2号 全国生衛会館6階

☎ 03-5408-5446



維持管理編



～目次～

興行場の維持管理 管一 1

興行場の各種申請・届出手続きについて 管一 5

興行場の維持管理

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければなりません(法第3条)。法令等で定められている基準を満たすように維持管理を行ってください。

採光・照明



- ◇ 観覧場の照度は、200ルクス以上。
ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。[条7-1]
- ◇ 映画、演劇等の専用の観覧場の照度は、20ルクス以上。[通知]
- ◇ 観覧場以外の入場者が使用する場所の照度は、20ルクス以上。[条7-2]
- ◇ 観覧場、廊下、階段及び出入口には、上記1及び2の照明設備のほか、他の電源による補助照明設備を設けること。[条7-3]

※ 上記の3項目の照度は、床面から0.8メートルの高さのものとする。[通知]
- ◇ 映写又は演技中の観覧場の照度は、床面において常に0.2ルクス以上。[条7-4][通知]
- ◇ 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。[条13-2]

[] 内、根拠欄の見方

法 : 興行場法
条 : 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例
規則 : 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則
通知 : 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の制定等について



(例：法3-2-(1)とは、興行場法第3条第2項第1号のこと)

空気環境

- ◇ 空気の衛生基準は以下の基準による。[規則8]
 - ・ 炭酸ガスの含有率は、0.15%以下。[規則8-1][通知]
→ 建築物衛生法*対象の特定建築物の場合、基準は0.10%(1000ppm)以下です。
 - ・ 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき、0.2ミリグラム以下。[規則8-2][通知]
→ 建築物衛生法*対象の特定建築物の場合、基準は0.15ミリグラム以下です。
 - ・ 平板培養法による落下細菌は、30個以下。[規則8-3][通知]
※ 野球場や野外音楽堂には、空気及び換気の衛生基準は適用しない。[通知]
- ◇ 営業中は十分な換気を行うこと。[条13-1]

※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

興行場ひとくちメモ 空気環境基準の適用範囲

上記の空気環境の基準は、観覧場以外にも廊下、階段などにも適用されます。
さらに、本基準は廊下や階段だけでなく、入場者が利用するすべての場所において基準を満たすことが、環境衛生上好ましい状態です。

観 覧 場



- ◇ 観覧場は毎日清掃し、清潔にしておくこと。

[条13-3]

- ◇ 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。[規則9-2]
(座布団は、収納設備も併せて有することが望ましい。)[通知]

- ◇ くず物入れを入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。
[規則9-5]
(くず物入れは衛生及び清潔の保持上不可欠なものであり、適正に管理することは、環境衛生上欠かせない要件である。)[通知]

便 所

- ◇ 便所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条13-3]

- ◇ 便器が、常に使用できる状態に整備されていること。[規則7-3]

喫 煙 所

- ◇ 喫煙所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条13-3]

- ◇ 喫煙所以外では、喫煙をさせないこと。[条13-5]

- ◇ 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知すること。[条13-6]

ロビー・廊下等

- ◇ ロビー、廊下、施設の周囲等は、毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条13-3]

設 備

- ◇ 機械換気設備、照明設備、排水設備は1ヶ月に1回以上点検し、必要な整備を行い、所定の性能を常に保持しておくこと。

[規則9-4][通知]

興行場ひとくちメモ 換気設備と設置目的

興行場で換気設備が必要な場所は下表の通りです。それぞれの設置目的を把握して、効率的に換気を行いましょう。

場 所	設 置 す る 目 的
観覧場	多人数が集合するため浮遊粉じんや炭酸ガスが発生しやすく、また、温度上昇により空気環境が悪化しやすいため。
便 所	便所における臭気が、直接廊下や観覧場に流入するのを防止するため。
喫煙所	喫煙場所におけるタバコ煙を排除するため。

入 場 者

- ◇ 入場者は、興行場において場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。[法4-1]
- ◇ 営業者又は興行場の管理者は、上記第1項の行為をする入場者に対して、その行為を制止しなければならない。[法4-2]
- ◇ 乱酔者等場内を著しく不潔にするおそれのある者又は伝染性の疾病にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。[条13-7]

管 理 者

- ◇ 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのあるものを業務に従事させないこと。[条13-4]
- ◇ 興行場の営業者は、当該興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに管理者を設置しなければならない。[条14]
- ◇ 管理者に営業者自からがなることは差し支えない。しかし、管理者は興行場ごとに設置しなければならず、二以上の興行場の管理者を兼任することについては、興行場相互の距離、構造設備（換気設備等）、延べ面積、維持管理の権原を有する者の状況（同一性）などからみて、職務遂行上支障がないと判断される場合に限り認められる。[通知]

ねずみ・昆虫等の防除



- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。[規則9-3]
- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除については、1ヶ月に1回以上生息調査を行い、その結果に基づいて駆除作業を行うこと。[通知]

興行場ひとくちメモ 興行場と感染症

～代表的な感染症として

インフルエンザウイルスとノロウイルスを紹介します～

1 インフルエンザウイルス

ウイルスは低温・低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂うことになります。加湿装置を適切に運転し、室内の湿度を保つことが大切です。

また、手洗い・うがいにより感染を防ぐことができます。

2 ノロウイルス

ノロウイルスは感染性胃腸炎の原因となるウイルスで、患者の嘔吐物やふん便からも広がります。嘔吐物などを処理する際は手袋・マスク等を着用し処理後は手を石鹸で洗いましょう。

手洗いをしやすいように日頃から洗面所等をきれいにしましょう。

光線の使用

- ◇ 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。〔規則9－1〕
- ◇ 興行場で使用するレーザー光線の基準は、次によるものとする。〔通知〕
 - ・レーザー光線の直接光（プロジェクターから放射された光線）は、入場者に照射してはならない。
 - ・レーザー光線の間接光（プロジェクターから出た光が鏡等に反射した光線）が入場者に照射される場合は、次表の基準以下であること。

表 人体に照射されるレーザー光線間接光のエネルギー基準

波 長 μm	レーザーの種類	エネルギー強度※ $\text{W} \cdot \text{cm}^{-2}$
0.45～0.55	Ar(アルゴン)	2.8×10^{-5}
0.55～0.7	Kr(クリプトン)	4.2×10^{-4}
0.55～0.7	He-Ne(ヘリウムネオン)	4.2×10^{-4}

※ レーザー光線間接光が、人体に照射される実際の位置において有するエネルギーの強さ

営業時間・休憩時間



- ◇ 営業時間は、興行の開始前又は終了後、清掃等の衛生上必要な措置を確実に行うよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分に行うこと。〔通知〕
- ◇ 休憩時間を設ける場合には、おおむね2時間30分ごとに5分以上とすること。〔通知〕

興行場ひとくちメモ レーザー光線

レーザー光線に関する規定は、歌謡ショー等で光線の使用が多くなってきたことから設けられた規定です。

レーザーが人に与える影響は、「レーザー光源と人との距離」、「レーザーの種類や出力」などにより大きく変化し、人間の眼や皮膚等に重大な支障をもたらす場合があります。

そのため、基準を守って正しく使用することが大切です。

興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談してください～

■ 新規営業許可申請 《条例施行規則 第2条》

- 新しく興行場を経営する。
- 営業者が変わる（事業を譲渡した場合は承継届）。
- 施設を移転する。
- 施設を大規模に増改築する。
- 施設を建て替える。

必要書類

＊「許可申請時に必要な書類（P 許－2）」をご覧ください。

※ 必ず事前に保健所に相談してください。

■ 変更届 《条例施行規則 第5条》

- 施設の名称を変更した。
- 営業者の住所が変更となった。
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者が変更となった。
- 施設の増改築（規模により新規営業許可になるため保健所への事前相談が必要）、構造やレイアウトの変更を行った。
- 興行場の種類を変更した（例：演劇場⇒映画館）。
- 管理者を変更した。 など

必要書類

＊興行場営業許可事項変更届

＊変更した内容のわかる書類

〔登記事項証明書^注）（法人の場合）や施設設備図面等〕

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

■ 承継届 《条例施行規則 第2条の2、第3、4条》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
- 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。
- 営業を譲り受けた。（個人⇄法人、個人→個人、法人→法人）

必要書類

＊ 興行場営業承継届

○個人相続

- ・被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項の全部事項証明書または、法定相続情報一覧図の写し
- ・相続人全員の同意書（相続人が2人以上で1人が相続する場合）
〔相続人の範囲：法定相続人〕

○法人合併／分割

- ・承継後に興行場を営業する法人の登記事項証明書^注（合併又は分割登記後）

○事業譲渡

- ・営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書等）
- ・譲渡を受けた法人の登記事項証明書^注（法人の場合）

※ 承継後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

■ 廃止（停止）届 《条例施行規則 第5条第2項》

- 営業を廃止（停止）した。

必要書類

＊廃止（停止）届

※ 廃止（停止）後、速やかに届出をしてください。

注）登記事項証明書は6か月以内に発行のもの（原本）